

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課 等）

制 度 名	独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設	
税 目	国税（所得税、法人税、登録免許税、地価税、印紙税、消費税）	
要 望 の 内 容	<p>独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）及び雇用・能力開発機構の廃止について（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき行われる以下の制度改正に伴う、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>①（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所の統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として、非課税独立行政法人とすること。</p> <p>〔 所得税（公共法人：法人非課税）、法人税（公共法人：法人非課税）、印紙税（法人非課税）、登録免許税（法人非課税）、地価税（法人非課税）、消費税 〕</p> <p>②（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構の統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として、非課税独立行政法人とすること。</p> <p>〔 所得税（公共法人：法人非課税）、法人税（公共法人：法人非課税）、印紙税（法人非課税）、登録免許税（法人非課税）、地価税（法人非課税）、消費税 〕</p> <p>③（独）雇用・能力開発機構の廃止に伴い、（独）高齢・障害者雇用支援機構に移管する職業能力開発業務等や、（独）勤労者退職金共済機構に移管する勤労者財産形成業務について、移管後においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。</p> <p>（独）雇用・能力開発機構、（独）高齢・障害者雇用支援機構共通 〔 所得税（公共法人：法人非課税）、法人税（公共法人：法人非課税）、印紙税（法人非課税）、登録免許税（法人非課税）、地価税（法人非課税）、消費税 〕</p> <p>（独）勤労者退職金共済機構 〔 所得税（公共法人等：法人非課税）、法人税（公益法人等：収益事業のみ課税）、印紙税、登録免許税、地価税（法人非課税） 〕</p> <p>④（独）国立病院機構については、「独立行政法人整理合理化計画」において「非公務員化について、平成 20 年中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。」とされたところ。 現在は、非公務員化の方向で、現場での点検を含めた所要の作業を進めているところであるが、その身分の非公務員化を行うこととした場合においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。</p> <p>〔 所得税（公共法人：法人非課税）、法人税（公共法人：法人非課税）、印紙税（法人非課税）、登録免許税（法人非課税）、地価税（法人非課税）、消費税 〕</p>	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円 （－）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

- ① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所を統合することにより、事務部門の一部効率化・合理化を進めるとともに、医薬品等開発に関する研究能力と健康・運動・栄養に関する研究能力の相互活用等による生活習慣病対策等における相乗(シナジー)効果の発揮や、研究拠点の増加(東京・大阪)による西日本及び東日本の研究所・大学・企業等との共同研究の活性化を実現する。
- ② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構を統合することにより、事務部門の一部効率化・合理化を進めるとともに、労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る。
- ③ (独) 雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務や勤労者財産形成業務等については、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定等を図るものであることに鑑み、「独立行政法人整理合理化計画」及び「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、これらの業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、当該業務のより一層の円滑な実施を図る。
- ④ (独) 国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として(独) 国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(2) 施策の必要性

上記政策目的を実現するため、

- ① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所を統合して両法人の業務を継承する新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の医薬品等、健康、運動及び栄養に関する研究開発の推進拠点として整備することが必要である。
- ② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構を統合して両法人の業務を継承する新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の労働安全衛生に関する調査研究の推進拠点として整備することが必要である。  
※ 研究業務の一層の推進のため、平成 23 年 4 月までに(独) 労働安全衛生総合研究所又は統合独立行政法人に対し、新たに国有財産を譲渡することを予定している。
- ③ 「独立行政法人整理合理化計画」及び「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独) 雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等については(独) 高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務については(独) 勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが必要である。
- ④ 所要の検証等を行い役職員の身分を非公務員化した場合においても引き続き国の医療政策として(独) 国立病院機構が担うべきものの向上を図ることが必要である。

	<p>(3) 要望の措置の妥当性 上記政策目的を実現するため、</p> <p>① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所を統合して両法人の業務を継承する新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の医薬品等、健康、運動及び栄養に関する研究開発の推進拠点として整備することが必要である。</p> <p>② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構を統合して両法人を承継する新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の労働安全衛生に関する調査研究の推進拠点として整備することが必要である。</p> <p>※ 研究業務の一層の推進のため、平成 23 年 4 月までに(独) 労働安全衛生総合研究所又は統合独立行政法人に対し、新たに国有財産を譲渡することを予定している。</p> <p>③ 「独立行政法人整理合理化計画」及び「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等については(独)高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務については(独)勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが必要である。</p> <p>④ 所要の検証等を行い役職員の身分を非公務員化した場合においても引き続き国の医療政策として(独) 国立病院機構が担うべきものの向上を図ることが必要である。</p>
<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>—</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所の統合により新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の医薬品等、健康、運動及び栄養に資する研究拠点として整備し、もって国民保健の向上に資することを目標とする。</p> <p>② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構の統合により新たな独立行政法人を設立することにより、我が国の労働安全衛生に関する調査研究拠点として整備し、もって労働者の健康の保持増進及び労働災害の予防に資することを目標とする。</p> <p>③ (独) 雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等について、「独立行政法人整理合理化計画」及び「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、同業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、より一層、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定を図り、もって福祉の増進と経済の発展に寄与することを目標とする。</p> <p>④ (独) 国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目標とする。</p>
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>

	同上の期間中の達成目標	—
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>①について 地方税について、要望している税目について、（独）国立健康・栄養研究所と（独）医薬基盤研究所に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。</p> <p>②について 地方税について、要望している税目について、（独）労働安全衛生総合研究所と（独）労働者健康福祉機構に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。</p> <p>③について 地方税について、（独）雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等の組織移管に係る非課税措置を要望。</p> <p>④について 地方税について、現行の非課税措置の適用を継続することを要望。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	①～④について 運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	①～④について 運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	昨年度に要望（平成21年度要望）。